

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (障害者支援課)	663
○京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則及び京都府立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (医療課)	〃
○京都府立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	664
告 示	
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	665
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○都市計画道路の変更 (都市計画課)	〃

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅政策課)	666
○都市計画下水道の決定 (下水道政策課)	〃
○都市計画下水道の変更 (〃)	〃
公 告	
○一般競争入札の実施 (情報政策課)	〃
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局)	669
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	〃
○土地区画整理組合の定款の変更認可 (都市計画課)	671
公 安 委 員 会	
○落札者の決定	672

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則及び京都府立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第66号

京都府児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

京都府児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則（令和 7 年京都府規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち京都府福祉のまちづくり条例施行規則（平成 7 年京都府規則第 25 号）第 3 条の改正規定中「同条第 14 項」に「」を「同条第 13 項に規定する就労選択支援、同条第 14 項」に「」に改める。

附則中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日」を「令和 7 年 10 月 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第67号

京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則及び京都府立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

（京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成 17 年京都府規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（貸与額の上限）

第 1 条 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例（平成16年京都府条例第32号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 条例第 2 条の規定により貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の授業料（京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号。以下「授業料条例」という。）に定める京都府立看護学校（以下「看護学校」という。）の授業料（授業料条例第 5 条第 1 項の規定により減免を受ける場合は、減免後の授業料）をいう。以下同じ。）に相当する額

(2) 申請者の入学科（授業料条例に定める看護学校の入学科（授業料条例第10条第 1 項の規定により減免を受ける場合は、減免後の入学科）をいう。以下同じ。）に相当する額

2 申請者が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 4 条第 1 項の規定により授業料又は入学科の減免を受ける場合には、当該減免されるべき授業料又は入学科に相当する額について貸与の対象とすることができない。ただし、既になされた貸与の効力を妨げない。

第 8 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項ただし書」を「第 1 項ただし書」に改め、同条中同項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 修学生は、その授業料又は入学科について授業料条例第 4 条ただし書又は第 8 条第 2 項ただし書の規定による還付を受けることとなったときは、当該還付の時に当該還付の額に相当する額を返還しなければならない。

（京都府立学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正）

第 2 条 京都府立学校授業料等徴収条例施行規則（令和 2 年京都府規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「第 8 条第 1 項の規定による」を「第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の」に改め、同条第 2 号中「第 8 条第 1 項の規定による」を「第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の」に改め、「授業料の」の右に「条例第 2 条本文に規定する」を加える。

第 2 条中「第 8 条第 1 項の規定による」を「第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行前に大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第17号。以下「改正法」という。）による

改正後の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の認定（以下「認定」という。）を受けた者（改正法附則第 2 条の規定により認定を受けた者とみなされた者を含む。）の当該認定に係る京都府立看護学校の入学科及び改正法の施行の日以後の在学に係る京都府立看護学校の授業料に関する修学資金の貸与についても適用する。

3 京都府立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（令和 7 年京都府条例第28号）附則第 3 項において準用する同条例による改正後の京都府立学校授業料等徴収条例第 4 条ただし書又は第 8 条第 2 項ただし書の規定による還付を受けることとなった修学生に対する新規則第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「授業料条例」とあるのは、「京都府立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（令和 7 年京都府条例第28号）附則第 3 項において準用する同条例による改正後の授業料条例」とする。

京都府規則第68号

京都府立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立高等技術専門校条例施行規則（平成21年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「京都府立京都障害者高等技術専門校にあっては、京都府立城陽障害者高等技術専門校の施設内で行う短期課程を含む。」を削り、同条の表京都府立京都障害者高等技術専門校の項中

総 合 実 務 科	1 年	20人
I T シ ス テ ム サ ポ ー ト 科	1 年	10人
も の づ く り サ ポ ー ト 科	1 年	10人
インテリア C A D サポート科	1 年	10人

を

総 合 ワ ー ク 科		1 年	30人
オフィスチャレンジ科	I T コ ー ス	1 年	30人
	C A D コ ー ス		
	経理・会計コース		

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

京都府告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

京丹後市峰山町鱒留小字寺谷40から45まで、45の1から45の5まで、46の1、46の2、47、47の乙、48から50まで、50の1、50の3、50の4、51、10002、10003、10003の1、10004から10010まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字寺谷45・49・50・50の3・10010（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第428号）が令和7年9月8日終了した旨測量計画機関の長である農林水産省近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長から通知があった。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
亀岡市千代川町

京都府告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第429号）が令和7年9月8日終了した旨測量計画機関の長である農林水産省近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長から通知があった。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
亀岡市大井町

京都府告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、綴喜都市計画道路を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・5号山手幹線

変更する部分

京田辺市宮津浅池及び三山木中山田

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宇治田原都市計画道路を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条

第 2 項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・1 号宇治田原中央線

削除する部分

宇治田原町大字湯屋谷小字道傍、小字長通及び小字四反田並びに大字岩谷小字善生谷、小字棚田、小字釜井谷、小字乗岩、小字三百畷及び小字辻堂

変更する部分

宇治田原町大字岩谷小字塩谷及び小字丸山

(2) 3・4・2 号宇治田原山手線

変更する部分

宇治田原町大字岩谷小字塩谷、小字大谷及び小字六ヶ谷並びに大字立川小字奥田、小字谷、小字民図原、小字大下、小字北垣内及び小字猪ノ谷

追加する部分

宇治田原町大字岩谷小字乗岩、小字三百畷及び小字辻堂

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課



京都府告示第464号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所

一般社団法人実のなる樹

京都市中京区壬生松原町51番地 1

2 支援業務を行う事務所の所在地

京都市伏見区新町 9 丁目412番地 1



京都府告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、宇治田原都市計画下水道を決定した。

なお、同法第20条第 2 項の規定により、当該決定に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を定める土地の区域

木津川流域下水道

定める部分

京都都市計画（京都国際文化観光都市計画）木津川流域関連京都市公共下水道、宇治都市計画木津川流域関連宇治市公共下水道、城陽市公共下水道、久御山町公共下水道及び井手町公共下水道、綴喜都市計画木津川流域関連八幡市公共下水道及び京田辺市公共下水道、相楽都市計画木津川流域関連木津川市公共下水道並びに宇治田原都市計画木津川流域関連宇治田原町公共下水道の排水区域

2 縦覧場所

京都府建設交通部下水道政策課



京都府告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）、宇治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画下水道を変更した。

なお、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

木津川流域下水道

変更する部分

宇治田原都市計画木津川流域関連宇治田原町公共下水道の排水区域

2 縦覧場所

京都府建設交通部下水道政策課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都デジタル治水ネットワークに係る教育系ネットワーク機器賃貸借及び運用保守業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部情報政策課

電話番号 (075) 414-4386

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

窓口で交付するので、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 7 年京都府告示第 4 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「電気通信機器」

イ 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

(3) 入札説明書において指定する提案書を提出した者であること。

(4) 4 の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 過去 5 年間に、都道府県に対し、サーバ又はネットワーク機器導入等に関する契約の実績（契約金額が 1.5 億円以上であるものに限る。）を有する者で、京都府が発注するこの業務を確実に履行することができると認められるものであること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書、契約実績を記載した実績調書及び提案書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の(2)の ア に同じ。

なお、上記期間以外においても確認申請書等を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

2 の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

2 の(2)の ア の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 4 時

イ 場所

京都府庁旧本館 2 階特別参与室（総合政策環境部）

- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
- (ア) 受領期限
令和 7 年 11 月 11 日（火）
- (イ) 提出先
2 の(1)に同じ。
- (ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)に示す「京都デジタル排水ネットワークに係る教育系ネットワーク機器賃借及び運用保守業務 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- オ 委任状を持参しない代理人による入札
- カ 記名押印を欠く入札
- キ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札
- ク 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- ケ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- コ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

免除する。

9 その他

- (1) 1 から 8 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Leasing, operation, and maintenance of Kyoto Prefecture's educational network equipment
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
5:00 p.m. on Wednesday, November 5, 2025
- (3) Bid opening:
4:00 p.m. on Wednesday, November 12, 2025
Department of Comprehensive Policy and the Environment Conference room, 2nd Floor, Former Main Building of the Kyoto Prefectural Government
- (4) Contact point for the notice:
Information Policy Division, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570
TEL: (075) 414-4386

船井郡瑞穂町土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町下大久保久保地 1 の乙	畠 中 清 司
〃 〃 中台南垣内 3 の 1	室 田 恭 教
〃 〃 妙楽寺段ノ下64	上 田 健 之
〃 〃 井尻中ノ手38の 2	吉 田 薫
〃 〃 質美山内垣内 6	山 内 均
〃 〃 鎌谷中西又35	松 木 寿 広

(2) 監事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町質美谷垣内60の 2	谷 信 也
神戸市東灘区森北町 7 丁目21の 4	林 政 行

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町下大久保久保地 1 の乙	畠 中 清 司
〃 〃 和田安階34	森 下 登
〃 〃 水呑本庄 8 の 1	上 田 道 男
〃 〃 井脇井脇77	上 西 功 夫
〃 〃 上大久保寺垣内28	伴 田 辰 夫
〃 〃 質美山内垣内 6	山 内 均

(2) 監事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町鎌谷下中ノ井戸19	畑 博 夫
〃 〃 質美谷垣内60の 2	谷 信 也

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第 3 条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 7 年 9 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三陽興業株式会社
代表取締役 吉川 栄求
城陽市中芦原68番地
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
城陽市富野長谷山 1 番249ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
18.4ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和 8 年 3 月15日から令和11年 3 月14日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和47年 2 月11日から令和19年 3 月14日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	綴喜郡宇治田原町大字郷之口地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 必要に応じ、随時道路の清掃を行う。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。

粉じんの発生	城陽市富野、中、奈島及び綴喜郡宇治田原町大字郷之口地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
--------	---	---------------------------------------

(8) 縦覧場所

ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

宇治市宇治若森 7 の 6

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 城陽市まちづくり活性部農政課

城陽市寺田東ノ口16、17

エ 宇治田原町建設環境課

綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の 1

オ 三陽興業株式会社

城陽市中芦原68番地

(9) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで

イ 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6

京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）

2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

近畿砂利協同組合

代表理事 桧原 信司

城陽市富野荒見田51番地 京明ビル

(2) 林地開発行為の目的

土石の採掘（砂利）

(3) 林地開発行為をしようとする区域

城陽市中芦原 8 番ほか（次の図のとおり）

(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

17.8ヘクタール

(5) 期間

ア 林地開発行為を行う期間

令和 8 年 3 月 22 日から令和 11 年 3 月 21 日まで

イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

昭和 63 年 3 月から令和 16 年 3 月 21 日まで

(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 必要に応じ、場内の通路部分への散水及び周辺道路の清掃を行う。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

宇治市宇治若森 7 の 6

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 城陽市まちづくり活性部農政課

城陽市寺田東ノ口16、17

エ 近畿砂利協同組合

城陽市富野荒見田51番地 京明ビル

(9) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで

イ 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6

京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）

3(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社城南工建

代表取締役 後藤 将浩

城陽市中芦原27番地の1

(2) 林地開発行為の目的

土石の採掘（砂利）

(3) 林地開発行為をしようとする区域

城陽市中中山120番13ほか（次の図のとおり）

(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

5.6ヘクタール

(5) 期間

ア 林地開発行為を行う期間

令和8年3月22日から令和11年3月21日まで

イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

昭和47年12月から令和16年3月21日まで

(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内から国道307号までの通路にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

宇治市宇治若森7の6

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

ウ 城陽市まちづくり活性部農政課

城陽市寺田東ノ口16、17

エ 株式会社城南工建

城陽市中芦原27番地の1

(9) 縦覧期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月27日（月）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月27日（月）まで

イ 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6

京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、精華学研東部土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 組合の名称

精華学研東部土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和5年1月24日から令和12年9月30日まで

3 施行地区

相楽郡精華町大字菅井小字神谷の全部、小字五味山の全部、小字久土田の一部及び小字西山の一部並びに大字植田小字南原の全部、小字大塚の一部及び小字新田の一部

4 事務所の所在地

相楽郡精華町祝園西一丁目35番地3

5 設立認可の年月日

令和5年1月24日

6 変更の内容

変更する事項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	相楽郡精華町祝園西一丁目35の3	相楽郡精華町大字植田小字大塚3

7 変更認可の年月日

令和7年9月26日

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第103号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年9月26日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
拠点等ネットワーク機器（令和7年度集約分）の賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和7年7月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
- 5 落札金額
490,380,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和7年6月10日